

預金保険法第80条に基づく「業務及び
財産の状況等」に関する報告書

平成14年5月15日

秋田県中央信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	5
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追求体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年11月30日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない状況にある」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月30日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき、現在さらに旧経営陣等の民事上及び刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状態に至った経緯・原因等につきましては、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和25年7月22日、男鹿地区及び周辺に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域については秋田市、男鹿市ならびに南秋田郡内(除く五城目町)とし、店舗は男鹿市に本店、その他支店7店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。秋田県内での預貸金のシェア(平成13年7月現在)は、預金0.62%、貸出金0.61%となっております。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である建設業、小売業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むことになりました。加えて平成11年10月には、元秋田支店長による不祥事件が発覚、143百万円を貸倒引当金に計上いたしました。

また、平成12年10月18日から11月10日まで実施された金融庁検査結果を受け、自己査定の見直しにより大幅な貸倒引当金の積増し(180百万円)を行った結果、11年度に引続き12年度も欠損計上を余儀なくされる状況となりました。さらには有価証券の運用について、リスク管理に対する経営陣の認識が希薄なことから、自己資本等を考慮しないまま株式や事業債に集中して投資したこともあって、13年度中に多額の評価損を計上しており、13年9月末において大幅な債務超過となりました(当期利益▲812百万円、組合員勘定▲272百万円)。

こうした状況の中にあつて、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

有価証券運用の失敗による多額の評価損計上があつたものの、融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産内容の健全化策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかつたこと、さらには事務厳正化の欠如や表面的な預貸金のボリュームアップを追い続けたこと等が破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は、平成13年3月期決算を6月29日に発表しました。その後、自己査定の見直しにより貸倒引当金の引当額を増額したこと、保有株式等評価差額金を計上したこと、さらにはマイカル社債を全額償却したことにより、実質債務超過額は272百万円となりました。この結果自己資本比率は13年3月期決算時点の6.37%から13年9月末においては▲2.84%へと大幅に低下することとなりました。

この様な状況を踏まえ、平成13年11月30日、金融庁より預金保険法第74条第1項に基づき、金融整理管財人による業務および財産の管理を命ぜられました。

(2) 自己資本回復の断念

平成13年11月20日、東北財務局より協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき、「自己資本の充実策」について回答を求められましたが、当該債務超過を早期に解消するための具体的な充実策がないと判断せざるをえないため、平成13年11月30日に、その旨、報告書を提出いたしました。

この様な状況を踏まえ、当組合の信認を回復することは著しく困難であり、その財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、平成13年11月30日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である男鹿市並びに南秋田郡内の建設業、小売業を含む中小零細企業者や漁業関係者を含む個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：8店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	17,493	100.00	16,797	100.00	15,596	100.00	13,329	100.00	42,927	100.0
うち中小企業	9,282	53.06	8,729	51.97	8,326	53.39	7,198	54.00	29,059	67.7
うち個人	8,111	46.37	8,018	47.73	7,170	45.97	6,031	45.25	13,325	31.0
うちその他	100	0.57	50	0.30	100	0.64	100	0.75	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：8店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	24,141	100.00	24,536	100.00	23,180	100.00	21,019	100.00	65,732	100.0
うち個人預金	19,614	81.25	19,913	81.16	18,590	80.20	17,437	82.96	52,367	79.7
うち法人個人	3,734	15.47	3,778	15.40	3,683	15.89	3,089	14.70	11,118	16.9
うちその他	794	3.28	845	3.44	907	3.91	493	2.34	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として、売り切りを行い、平成14年1月末現在で831百万円と残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	496	2,185	3,056	▲ 184
国債・地方債	15	30	6	-
社債	-	999	1,798	▲ 150
株式	481	1,146	1,235	▲ 25
その他	-	10	17	▲ 9
貸付有価証券	-	-	-	-

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	17	406 224	267	▲139	10	170 503	158 158
所有 不動産	28	124 124	112	▲12	4	21 21	17 17

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	520	3.33	306	2.30	1,163	2.3
延滞債権	432	2.77	553	4.15	4,402	8.8
3ヵ月以上延滞債権	78	0.50	35	0.26	195	0.4
貸出条件緩和債権	369	2.30	436	3.27	2,239	4.5
合 計	1,389	8.90	1,330	9.98	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区 分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均 (平成13年3月期)	
	金 額	債権の 占める 割合	金 額	債権の 占める 割合	金 額	債権の 占める 割合
破産更生債権等	1,108	6.87	728	5.30	3,310	6.3
危険債権	140	0.87	266	1.94	2,509	4.7
要管理債権	318	1.97	472	3.44	2,382	4.5
正常債権	14,560	90.29	12,266	89.32	44,816	84.5
合 計	16,126	100.00	13,732	100.00	53,017	100.0

6. 関係会社の状況

関係会社は、ありません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条の規定に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き要請を行ってきたところ、平成14年2月22日、秋田信用金庫との間で事業譲渡契約を締結しております。

以上